

# 日本耳鼻咽喉科学会補聴器キーパーソンおよび日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医規則

平成 22 年 11 月 5 日制定  
平成 23 年 6 月 17 日改正  
平成 25 年 2 月 15 日改正  
令和 3 年 1 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 本規則は、福祉医療委員会規程第 2 条第 3 項に基づき、難聴者が適正な補聴器を装用することでコミュニケーション能力を(再)獲得できるように、難聴者および補聴器販売に従事する者に日本耳鼻咽喉科学会(以下「日耳鼻学会」という。)として適切な指導と助言を行うことを目的とする。

## (設置)

第 2 条 前条の目的を達成するために、日本耳鼻咽喉科学会補聴器キーパーソン(以下「補聴器キーパーソン」という。)および日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医(以下「補聴器相談医」という。)を置く。

2. 補聴器キーパーソンは、日耳鼻学会地方部会(以下「地方部会」という。)毎に各 1 名置く。
3. 補聴器相談医は各地方部会に置くものとするが、定員に特段の制限は設けないものとする。

## (委嘱)

第 3 条 補聴器キーパーソンおよび補聴器相談医は、本規則第 5 条の資格を満たした者に対して理事長が委嘱するものとする。

2. 補聴器キーパーソンおよび補聴器相談医の委嘱および手続きについては、別に定める。

## (任期)

第 4 条 補聴器キーパーソンの任期は 2 年とし、補聴器相談医の任期は 5 年とする。

## (資格)

第 5 条 補聴器キーパーソンは、以下の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方部会長の推薦を受けた当該地方部会福祉医療委員であること。
  - (2) 日耳鼻学会耳鼻咽喉科専門医(以下「日耳鼻学会専門医」という。)であること。
2. 補聴器相談医は、以下の条件を全て満たしていなければならない。
- (1) 日耳鼻学会専門医であること。
  - (2) 補聴器医療に積極的に参加する意思があること。
  - (3) 下記のいずれかの経歴があること。
    - a 補聴器適合判定医師研修会を受講した者(厚生労働省主催)
    - b 日耳鼻秋季大会の「補聴器相談医」委嘱のための講習会を受講した者
    - c 地方部会等が行う「補聴器相談医」委嘱のための講習会を受講した者

3. 日耳鼻学会会員情報システムにより補聴器相談医の管理を行い、日耳鼻学会専門医制度と補聴器相談医制度を連動させて、補聴器相談医と日耳鼻学会専門医の更新を5年毎に同時に行う。

**(更新)**

第6条 補聴器キーパーソンおよび補聴器相談医の更新および手続きについては、別に定める。

**(罰則)**

第7条 補聴器キーパーソンおよび補聴器相談医にそれぞれの役割にふさわしくない行為等があった場合、理事長は委嘱を取り消すことができる。

**附則**

この改正は、令和3年1月1日より施行する。